



呉市職員特殊勤務手当支給条例(下水処理等業務手当関係)の改正誤り等について

呉市職員特殊勤務手当支給条例（以下「条例」といいます。）について、下水処理等業務手当関係の改正（令和2年4月1日）を行った際に、手当額を誤って改正していたことが判明しました。

当該手当の額を正しい額に修正するため、本年12月議会に条例改正議案を提出する予定です。

1 概要

下水処理等業務手当は、し尿浄化槽に関する実地検査等の業務や、市が設置する廃棄物処理施設（し尿処理施設に限ります。）又はし尿浄化槽の運転、維持管理、機器の分解・点検等に関する業務に、職員が従事したときに支給する特殊勤務手当です。

特殊勤務手当については、令和2年3月当時、支給対象者を「条例に規定する組織（課）に所属する職員」に限定した上で従事した業務に応じて支給する規定にしておりましたが、令和2年4月1日からの機構改革の機会を捉え、所属する組織を限定する規定を削除し、単に従事した業務の内容により支給する規定とし、令和2年3月議会での審議を経て、条例の一部を改正いたしました。

この改正を行った際に、手当の額を変更する意図はなかったにも関わらず、誤って次のとおり手当の額を逆に規定してしまったものです。

手当名	作業内容	手当の額	
		誤 (現行条例)	正 (旧条例)
下水処理等業務手当	職員がし尿浄化槽に関する実地検査等の業務に従事したとき。	<u>860円</u>	<u>700円</u>
	職員が市の設置する廃棄物処理施設（し尿処理施設に限る。）又はし尿浄化槽の運転、維持管理、機器の分解・点検等に関する業務に従事したとき。	<u>700円</u>	<u>860円</u>

2 原因

令和2年3月議会に提出した条例改正議案の作成誤りであり、議案作成当時、担当課内での確認の上、法務審査を経ておりますが、今回の誤りを発見できませんでした。

また、給与事務において、今年度、担当課から当該手当の支給額の相違の報告があるまで、当該手当の支給根拠（条例）の確認が行われていませんでした。

3 影響

(1) 条例改正

旧条例の額に修正するため、令和2年4月1日に遡って条例改正を行う必要があります。

(2) 手当支給額

令和2年度から令和5年度までの手当支給額については、改正を誤った現行条例の額ではなく、旧条例の額で支給していましたが、令和6年度（4月から9月までの勤務）の手当支給額については、一部、改正を誤った現行条例の額で支給しており、支給額の一部に相違が生じています。相違が生じている件数は88件で、その影響額は、支給過多額480円（5件）、支給不足額12,960円（83件）となっています。

4 今後の対応

令和6年12月議会において、改正を誤った現行条例を令和2年4月1日に遡って修正するための条例改正議案を提出します。令和6年度の一部及び条例改正までの支給分の相違額については、条例改正後、過払いとなった職員に対しては過払い分の返還を求め、不払いとなった職員に対しては追加支給を行います。

5 再発防止策

原案段階においても、規定の意図を考えた上で、複数人で確認し、法務審査では、技術的な審査とともに、担当課が意図した改正になっているかについての確認を徹底します。

また、特殊勤務手当の支給対象となる課を対象に、当該手当の支給に係る定期的な事務監査を実施します。